

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

（物品の製造・買入れ・売払い・役務提供等）

作成の手引き

勝 浦 町

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
（物品の製造・買入れ・売払い・役務提供等）の受付について

平成 29 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間において勝浦町が発注する物品の製造・買入れ・売払い・役務の提供等に係る競争入札に参加を希望される方は、次により申請して下さい。

1 申請受付期間

- (1) 定期申請 平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日
- (2) 随時申請 平成 29 年 9 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日
（土・日・祝日・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は除く）

2 申請受付時間

8 時 30 分から 17 時 15 分

3 資格の有効期限

- (1) 有効期限 名簿登録日から平成 31 年 9 月 30 日まで
- (2) 名簿登録日 申請された月の翌々月の 1 日から
（例：9 月 1 日申請の場合は、11 月 1 日登録）

4 審査基準日

資格審査の基準日は、申請される月の前月の 1 日のことです。
（例：4 月申請の場合は 3 月 1 日）

5 申請方法等

持参又は郵送（郵送の場合は消印により届出日の判断をします。）

6 提出場所

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3

勝浦町役場企画総務課 総務係

7 申請書類 次のとおり（用紙は A4 サイズ。原本で A4 サイズでない場合を除く。）

No.	申請書類一覧表		部数
1	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書 様式第1号	原本	1
2	経歴書 様式第2号	原本	1
3	登記事項証明書(法人のみ)	原本又は写し	1
4	営業証明書(個人のみ)	原本又は写し	1
5	印鑑証明書	原本又は写し	1
6	身分証明書(個人のみ)	原本又は写し	1
7	登記されていないことの証明書(個人のみ)	原本又は写し	1
8	損益計算書・貸借対照表(直前2年分)		各1
9	納税証明書(国税・地方税)	原本又は写し	各1
10	使用印鑑届 様式第3号	原本	1
11	営業に関する許可、認可等の証明書(*許可・認可等を要する場合)	写し	1
12	委任状(町との全ての取引を委任する支店・支社等がある場合) 様式第4号	原本	1
13	誓約書	原本	1
14	個人住民税に係る特別徴収実施確認書	原本	1

No.1 から順番に綴じ、最後に提出書類チェックリストを綴じてください。

8 申請書類の様式

徳島県様式

※誓約書及び個人住民税に係る特別徴収実施確認書は勝浦町の様式を使用してください。

(勝浦町のホームページからダウンロードできます。)

9 申請書類の作成方法

(1) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書

年月日は申請書提出の日を記入してください。

営業種目、営業品目については、コードではなく、種目・品目名で記入してください。

※営業種目、営業品目については、徳島県と記載方法が異なりますのでご注意ください。

連絡先は申請担当者の連絡先をご記入ください。

(2) 経歴書

経歴書には、申請者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績、自己資本の額、主たる仕入先名、特約店名、代理店名などについて記載してください。

(3) 登記事項証明書（法人のみ）

法人の場合は商業登録簿謄本又は現在事項全部証明書を提出してください。

※事業協同組合等で登録される場合にあつては、申請書様式の「組合等構成員

名簿」を作成してください。

(4) 営業証明書（個人のみ）

営業をしている住所地の市町村長が発行するもの。

(5) 印鑑証明書

法人については、法務局が発行するもの。個人については、市町村長が発行する実印の印鑑証明書

(6) 身分証明書（個人のみ）

申請者について本籍地の市町村長が発行するもの。

(7) 登記されていないことの証明書（個人のみ）

登記されていないことの証明は、法務局が発行する「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」証明書

(8) 損益計算書・貸借対照表

審査基準日直前2年の各事業年度に関するもの。

(9) 納税証明書

区分		税の種類等	発行先
町内業者	法人	<u>会社、代表者の勝浦町税</u>	勝浦町役場
		事業税(都道府県税)及び県民税	徳島県東部県税局
		消費税及び地方消費税 <その3の3>	徳島税務署
	個人	<u>申請者の勝浦町税</u>	勝浦町役場
		申告所得税と消費税及び地方消費税 <その3の2>	徳島税務署
		事業税	徳島県東部県税局
町外業者	法人	事業税(都道府県税)及び都道府県民税	県税事務所等
		消費税及び地方消費税 <その3の3>	所管税務署
	個人	申告所得税、消費税及び地方消費税 <その3の2>	所管税務署
		事業税	県税事務所等

1 県外業者で支店等に委任する場合は、本社と委任先分の両方が必要です。

2 徳島県を含む 2 以上の都道府県に本店又は営業所等を有する方は徳島県内にある本店又は営業所等に係る直近の事業年度に係る課税標準の分割に関する明細書（写し）若しくは徳島県県税局及び県民局が発行する期別証明書が必要です。

(10) 使用印鑑届

「届出者」欄には、営業の本拠となる本社、本店に関する事項を記入し、印については実印を押印してください。

「使用印鑑」欄には、勝浦町と契約の締結、代金の請求及び受領その他の一切の商取引に使用する印鑑を押印してください。社判を使用印鑑とすることはできませんので、ご注意ください。

(11) 営業に関する許可、認可等の証明書

申請に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合にあっては、これらを受けていることを証明する書面の写し。なお、清掃・設備の保守に登録する場合にあっては、別紙の「清掃・設備の保守に登録をされる方へ」を作成してください。

(12) 委任状

勝浦町との契約の締結等につき支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合にあっては、資格の有効期間を通じての委任状を提出してください。

(13) 誓約書

本店・本社の住所または所在地と代表者の氏名を記入してください。印鑑証明書と同じ印鑑を押してください。

(14) 個人住民税に係る特別徴収実施確認書

今回の申請から、「個人住民税に係る特別徴収実施確認書」の提出が必要です。

○記入上の注意

「住所又は所在地」「商号又は名称」「代表者氏名」欄

営業の本拠となる本社、本店に関する事項を記入し、印については実印を押印してください。

1 特別徴収を実施している場合

特別徴収を実施している場合は、1にチェックをいれてください。

また、「貼付欄」に次のいずれかの書類を貼付してください。

① 市町村から送付された申請書を提出する年度に係る「個人住民税税額決定書」の写し

※個人の住民税額に関する部分の写しの提出は不要です。

② 申請日より6ヶ月以内に市町村に納入した「個人住民税特別徴収義務者領収証書」の写し

なお、書類の紛失等の理由で写しを貼付できない場合は、この確認書を勝浦町税務課に提出し、「特別徴収を実施していること」について確認を受けてください。

2 特別徴収の実施義務がない場合

特別徴収を実施すべき従業員を雇用しておらず、特別徴収の実施義務がない場合は、2にチェックを入れてください。

この場合は、今後特別徴収義務者になった場合等には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約していただくことになります。

3 特別徴収を実施していない場合

特別徴収を実施すべき従業員を雇用しており、特別徴収義務があるにも関わらず、現在実施していない場合は、経過措置として、今回に限り次年度から特別徴収を開始することを誓約していただくことで、1の書類に代えることができま

す。

この場合は、3にチェックを入れてください。

※2、3 の場合は、この確認書の写しを勝浦町税務課に提供することに同意していただくことになります。

(15) 提出書類チェックリスト

提出書類について、各項目毎に点検し、チェック欄に必ずレをつけてください。

10 提出書類の注意事項

- (1) 提出書類は全ての書類を A4 ファイルに綴じ、背表紙に申請者名（会社名・団体名等）を記載してください。ファイルの色指定はありません。
- (2) 各種証明書類は、申請日（持参された日）より3ヶ月以内に発行されたものに限ります。
- (3) 提出書類の受領証が必要な場合は、各自で用意してください（様式は任意）。郵送で提出の場合は、返送するために必要な切手を貼りつけた封筒若しくはハガキ（宛名は必ずご記入ください）を添付してください。
- (4) 書類提出後において、記載事項に変更があった場合は、直ちに変更届を提出してください。様式は任意です。添付書類は徳島県に準じます。

11 問い合わせ先

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3

勝浦町役場企画総務課 総務係

電話：0885-42-2511

FAX：0885-42-3028

Mail：kikaku@town.katsuura.i-tokushima.jp